

佐文ス第8-2-27号

佐渡奉行所跡御役所耐震改修工事実施設計業務委託 参考資料

佐渡奉行所跡整備工事基本設計業務委託

設 計 説 明 書

令和6年3月

佐渡奉行所跡整備工事基本設計業務委託

設 計 説 明 書

目 次

1. 概 要
2. 目 的
3. 方 針
4. 内 容
5. 懸案事項

1. 概 要

(1) 名 称 佐渡奉行所跡整備工事基本設計業務委託

(2) 事業主体 佐渡市

(3) 概 要

1) 対象建物

建物の名称 佐渡奉行所御役所

建物の用途 歴史的建造物

構造・規模 桁行13.2m、梁間12.3m、木造平屋建、切妻造（正面玄関入母屋造）柿葺

床 面 積 944.62 m²

所 要 室 大廣間、御玄関、白州1、地方役所 他

そ の 他 史跡内建造物

[史跡名称：佐渡金銀山遺構 佐渡奉行所跡]

(文部科学省告示第73号)

2) 敷 地

場 所 佐渡市相川広間町 地内

面 積 18,542.0m²

地域・地区 都市計画区域 用途地域指定なし

防 火 指 定 法22条地域

そ の 他 重要文化的景観選定地、埋蔵文化財包蔵地、景観計画地区

[重要文化的景観名称：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観]

(文部科学省告示第75号)

2. 目 的

平成10年度から平成12年度にかけて復元整備された佐渡奉行所跡の御役所は、史跡佐渡金銀遺跡の構成要素となっている建造物である。

今後は、施設内の解説の充実を図りガイダンス施設の機能向上を行う予定であるが、当該各所において雨漏りや仕上げ材等の劣化（特に外壁の漆喰剥落）が進行し、早急に保存修理工事に着手する必要があるため、その基本設計を行うことを目的とする。

3. 方 針

[破損状況調査結果]

1) 屋根廻り

屋根面全体に柿の劣化が見られ、捲れや変形により柿同士の上に大きな隙間が無数に発生していた（『国指定史跡 佐渡奉行所跡御役所破損状況調査報告書』参照）。屋根面の方位により劣化度合いが異なり、南＞西＞東＞北の順に劣化度が高かった。しかしながら、北面でも、建物北側の棟で雨漏りが多数箇所が発生していた。屋根には防水下地が無く、柿 10 段ごとに防水補強のための銅板が挿入されているが、銅板直上の柿は葺き足部分が経年や風雨、紫外線等により劣化・腐朽し、材自体が欠損している箇所が多いことに加え、棟部分の障泥板についても変形や脱落している箇所が複数見られた。

2) 外壁

漆喰の剥離、土壁の崩落が各所に見られ、特に西面及び北面での被害度合いが大きい様子が見て取れた。塗壁と軸組材とが接する部分には「散り切れ」（壁と軸組材等とに生じる隙間）が多数発生しており、特に妻面廻りではその程度が大きいことがわかった（『国指定史跡 佐渡奉行所跡御役所破損状況調査報告書』参照）。

3) 破損要因と対策

屋根廻りの劣化・外壁の剥離等の主たる要因は、当該立地・気候条件による強風雨と推測されることから、今後の修理において、現在と同様の仕様を踏襲するとなれば同じ破損・劣化を繰り返すこととなるため、仕様の見直しや新たな保護材の追加など現状変更を含めた対策が必要であることがわかった。

〔調査結果に基づく修理方針〕

当該建物は指定された文化財建造物ではないが、史跡内の復元建造物である。そのため、復元時の検討・考察等を尊重し、復元建造物の価値を損なわず、かつ、今後の維持管理費の低減を図るため、屋根及び外壁の仕様変更を行うことを前提とした修理を行う。

1) 屋根

防水下地（アスファルトルーフィング、ゴムアスシート等）を設置し、全数葺き替え（板庇含む）とする。屋根葺き材は素材比較検討の結果、耐候性・耐腐食性の高い金属系の屋根葺材に変更する（特に当地の気候条件に鑑み、耐候性のより高いチタン葺きを採用する）。なお、現在の屋根形状を踏襲するため、一文字葺きを採用することとし、障泥板は全数を防水用板金巻き付けとする。

泥障板、棟飾り、玄関部の鬼瓦・棟瓦については原則として、一旦取り外しの上、補修して再用するものとする。なお、泥障板、棟飾り、玄関部の鬼瓦・棟瓦については、破損の程度が明らかになっていないため、ここでは補修なしで再用できるものとして取り扱うものとする。

2) 外壁

現況の外壁は原則として漆喰塗りの真壁とし、腰壁には堅板を真壁に目板張りとしている。妻壁も同様に漆喰塗りの真壁としており、先にも触れたようにこれらが大きく破損し、漆喰の剥離や土壁の一部崩落が各所で見られる（特に北、西面）。

また、腰壁の堅板は真壁張りとしており、目板が外れている箇所が散見される。加えて、柱際には目板を打っていないため、板が経年により変形して大きく外れたり、隙間が空いたりしている。腰壁板は真壁張りのため、柱は外部に露出することとなり、強風雨が吹き付ける当地にあっては、今後の柱脚部の腐朽が懸念される状態であった。

そのため、改修のための基本設計において、壁や柱材などの保護、メンテナンス性、意匠性の継承を目的として、大壁張りとは真壁張りを使い分けることとする。

主として大壁張りとするのは北、西側などの強風が吹き付ける場所である。真壁張りとするのは東側の正面性の強い部分及び、風の影響を受けにくい部分である。また、正

面玄関付近は軒が深いこと、漆喰面積が小さいこと、現在のイメージを踏襲することに鑑みて、現状のままとすることとした。

上記の通り、既存の腰壁は一部を除き全数取り替え、既存の状態で漆喰が露出している外壁面は妻壁を含め一部を除き全て縦板を大壁張りとする。

3) 開口部

開口部からは強風雨により風雪が吹き込み、室内に雨染みを発生させていた。そのため、開口部のうち特に強風が吹き付ける面（北面、西面）を主として、開口部には既存建具の外側に開口部防護のための落とし板を設置するものとする。落とし板は冬季間や台風時など特に風による影響が大きいと考えられる場合に一時的に設置するものとし、常設は行わない。ただし、板を落とし込むガイドレールとなる方立は常設とする。この方立は大壁に改修する外壁の端部見切りとしても機能することとなる。

4) 耐震補強

耐震予備診断においては「本建物については今後（要領に記された通り）耐震基礎診断を実施する必要がある」という結果となった（『国指定史跡 佐渡奉行所跡御役所耐震検討書』参照）。また、今回の現地調査の結果、復元工事の際の耐力壁の設置については、その仕様や接合方法、設置箇所等に問題がある可能性があり、加えて、2000 年以降の基準には合致していない箇所が多い。耐震補強においては部材の健全性が前提となるが、一部には腐朽が見られる箇所があることも併せて一部が確認された。

このような問題点は、今年度の調査で判明したものであり、これらについては今後耐震基礎診断と併せて別途検討する必要がある。これらの検討を行わないうちに改修の設計を行うことはできないため、当該業務内では屋根及び外壁等にかかる部分のみについての基本設計を行うものとする。

4. 内 容

(1) 配置計画

建物の配置は現状のままとする。

(2) 平面計画

建物の平面は現状のままとする。

(3) 立面計画

屋根は柿葺きから金属板葺き（チタン一文字葺き）に葺き替える。なお、御玄関部の屋根の鬼瓦、棟瓦は原則として再用する。その他の部分の棟廻り部材（棟、泥障板等）も原則として再用するものとする。棟飾りなど現状は木部が露出している部分には防水のための

金属板巻きを行う（チタン板）。

庇は屋根板部材の取り替えを行う。その際、現状では栗材の板を用いているが、現状では変形が著しい。同樹種による取り替えの場合は、今後同様な問題が発生することが容易に想像されるため、檜材に樹種を変更するものとする。

外壁は、正面玄関廻りや軒の出により風雨の影響を受けにくいと考えられる場所を除き、漆喰の露出部分を覆うように縦板を大壁張りとする。現況の腰壁にも劣化が見られるため、同様に大壁の縦板張りとする。なお、現況の腰壁は腰板を真壁張りとしているが、今後の維持管理や建物の長寿命化、風雨による劣化の抑制等を勘案して、大壁張りへと変更する。

上記同様に風雨の影響等を受けにくい場所、また、正面からの外観を維持したい場所については例外的に腰壁を真壁張り（現況と同仕様にて張り替え）とする。

風雨の影響により雨の吹き込みが特に著しい西面および北面の開口部には落とし板を設置する。この落とし板は風雨の強い季節（冬季間）や台風の際などに一時的に設けるものであり、常設ではない。ただし、落とし板をはめ込むための方立に関しては常設とする。

(4) 断面計画

原則として建物の断面の変更は行わない。

ただし、屋根を柿から金属板葺きに葺きかえるにあたり、柿の厚みと金属板の厚みには差があるため、ここでは既存の軒小舞の上に新たに野地板を縦張りすることとし、これにより屋根材の厚みの差の解消・緩和を行い現況の外観から大きく変化しないように外観維持に努める。

また、屋根の葺き替えに伴い、軒付・登り淀の取り替えを行う。軒付の厚みは現況のものを勘案しつつ、屋根葺き材の変更と合わせて調節を行う。

(5) 内部仕様計画

本業務においては、建物内部に関する改修工事は対象外。

(6) 各種設備計画

[避雷設備について]

棟飾りの上面には避雷設備が設置されている箇所があり、屋根の改修工事を行う場合は一旦取り外しとなる可能性がある。ここでは取り外しの程度に検討の余地があるため、基本設計には含めないものとする。

(7) 外構計画

本業務においては、外構に関する改修工事は対象外。

5. 懸案事項

屋根工事に関して、チタン葺（一文字葺き）とする場合は、その特殊性から島内業者では対応できない可能性がある。そのため、島外業者により施工を行う場合にあっては、通常の直接工事費に加えて、滞在費や移動交通費等が必要となる可能性がある。

また、チタンを含めた金属類は相場により価格の上下が発生するのが一般的であり、工事契約の時期によっては工事費の増大につながる可能性がある。

チタンや銅板は、波型鋼板など汎用性の高い素材に比べると納入にはやや時間を要する場合があるため、これらを踏まえた工事計画が必要となる。

以上